

令和6年度

小中学生等授業料減免

経済的理由による解雇、倒産により失職した場合等、家計が急変した場合は、学校により授業料の全部又は一部を減免する制度を設けている場合があります。

減免制度の有無や、要件、金額、申請手続等は学校により異なりますので、家計急変による授業料減免を希望される場合は、学校にお問合せください。

<参考> 奈良県私立学校授業料減免制度について

奈良県では、授業料減免を行った学校に対して、減免額の一部を補助する制度を設けています。

○ 補助のイメージ



※ 県から学校に補助を行うための主な要件

- ・ 授業料を負担している保護者が奈良県に在住していること
- ・ 奈良県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県及び三重県の私立小学校、中学校、義務教育学校（前期課程・後期課程）、中等教育学校（前期課程）、特別支援学校（小学部・中学部）に在学していること
- ・ 以下の（1）または（2）に該当する家計急変があること

(1) 初年度申請： 令和6年度に以下の①～③の家計急変があること

- ①解雇
②倒産
} ※「家計急変後1年間の総所得金額が前年より2分の1または100万円以上減少」
または「家計急変後1年間の総所得金額が0円」となる見込みの者に限る。

③上記以外の大幅な収入減少

※勤務又は自ら経営する会社等の経営状況の悪化、死亡、病気、離婚、被災等。
※「家計急変後1年間の総所得金額が前年より2分の1かつ100万円以上減少」
する見込みの者に限る。

(2) 繼続申請

対象校入学後、令和5年度以前に上記（1）と同様の家計急変があること

- ・ 家計急変後に継続して、**年収400万円未満相当**（住民税課税総所得金額で判定）、かつ、**資産保有額700万円未満**であること

※詳しくは、在学される学校へお問い合わせください